

金沢勤労者プラザ外壁改修工事（余裕期間対象工事）の 総合評価方式に係る技術資料作成要領

1. 対象工事

- (1) 工事名 金沢勤労者プラザ外壁改修工事（余裕期間対象工事）
- (2) 工事場所 金沢市北安江3丁目 地内
- (3) 工期 令和8年7月～令和9年2月15日
- (4) 工事概要 鉄筋コンクリート造 5階建て 延床面積 8,038㎡
外壁改修にかかる建築工事一式

2. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、開札後、落札候補者である旨の通知を受けた者は、記載内容を証明する書類として、以下の①～④の書類を提出すること。

- ① 次表（1）のISO登録証、いしかわ事業者版環境ISO登録証、エコアクション21認証・登録証（ISO等の内容及び有効期間が確認できる部分）の写
 - ② 次表（1）の災害協定締結の有無について各建設業協会等が発行する「証明書」の写し。
（令和8年4月30日以前は令和7年度、令和8年5月1日以降は令和8年度の協定を対象とする。）
（但し、建築一式工事に関しては証明書の写し不要）
 - ③ 次表（1）の営業所の確認のため、技術資料提出期限日までに継続して3年間以上所在することが判断できる建設業許可申請書（様式第1号及び別紙ニ）（写）または変更届出書（様式第22号の2及び別紙ニ）（写）を提出すること。
ただし、主たる営業所以外のその他の営業所で評価を受けようとする場合は、上記に加えて当該営業所の写真（営業所の看板を含む建物の全景、執務室内、標識の設置場所等がわかるもの）、営業所の案内図を提出する。また、当該建物が自社保有の場合は登記簿謄本（写）、登記事項証明書（写）、固定資産物件証明書（写）もしくは、固定資産評価額証明書（写）のうち一つ、賃貸の場合、賃貸借契約書（写）を提出する
 - ④ 次表（2）のCPD（継続学習）の取組状況の確認のため、入札公告日の前年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における建設系CPD協議会加盟団体、及び建築CPD運営会議の構成団体が発行する学習履歴証明書の写しを提出する。
- なお、①から③の書類の基準日は技術資料提出期限日とする。

(技術資料の内容)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 企業の技術力等	<p>項目は下記のとおりとする。</p> <p>① 記入要領</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事成績平均点：石川県土木部、農林水産部において工事成績評定要領に基づき評定を行った工事のうち過去5年間（令和3年1月～令和7年12月に完成検査を受けた工事）における当該業種の全工事の平均点を記入する。・ 表彰：石川県発注工事において過去2年間（令和6年度～令和7年度）に優良工事表彰を受けている場合はその表彰名、工事名、業種、表彰者及び表彰年月日を記載する。なお、同一年度、同一部門の土木部の知事表彰、部長表彰、所長（課長）表彰を重複して受賞している場合は、最上位のみ評価する。（JV含む）・ ISO9001、14001、いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21を取得している場合は、その有無を記載する。・ 災害活動：直近1年間において締結している以下の災害協定における協力の有無（令和8年4月30日以前は令和7年度、令和8年5月1日以降は令和8年度の協定を対象とする。）及び石川県地震被災建築物応急危険度判定士認定職員の有無を記入する。<ul style="list-style-type: none">ア 石川県と石川県建設業協会が締結している「広域災害時等における広域応急対策工事に関する細目協定」、各土木総合事務所と各地区建設業協会が締結している「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」イ 石川県、県内の市町又は公益企業と石川県電気工事工業組合が締結している「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」又は「配電工事請負に関する基本契約書」ウ 県内の市町と石川県内の各管工事協同組合等が締結している「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」等エ 石川県、県内の市町と石川県構造物解体協会等が締結している「災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定書」等 <p>但し、建築一式工事においては、上記4項目のうち、項目アにおける災害協定のみ対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 営業所の所在地：建設業法に基づく営業所（継続して3年以上所在するもの）の所在地を記入する。 （その他営業所は当評価を受けようとするものを記入する。） <p>② 記載様式は様式－2とする。</p>

(2) 配置予定技術者の技術力	<p>① 主任（監理）技術者は、本工事の配置予定技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査及び評価については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で行う。また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>② 主任（監理）技術者の保有資格は、建設業法第15条第2号イまたはハに該当する当該業種（建築一式工事）の資格（一級国家資格または同等以上の資格）とする。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>③ 記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名：氏名を記入する。 ・資格：保有資格を記入する。（複数ある場合、複数記入） ・CPD（継続学習）の取組状況は、前年度（令和7年度）の合計取得単位が、各団体の1年間あたりの推奨単位の1/2以上かの有無を記入する。有の場合は、団体名を記入する。 <p>④ 記載様式は様式-3とする。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 技術資料の提出

- (1) 総合評価方式に係る技術資料の提出について、技術資料（様式2～3）は、電子入札システムを用いて提出することとする。ただし、容量の合計が3MBを超える場合は、郵送にて提出すること。技術資料の証明書類については、落札候補者である旨の通知を受けた者のみ、指定日までに郵送若しくは持参により提出することとする。なお、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）また提出部数は1部とする。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

4. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- 1) 競争参加者には最低限の技術力を有する者として基礎点100点を与え、さらに技術資料の内容及び施工体制の評価に応じ、加算点を与える。
- 2) 総合評価は、基礎点と(2)「入札の評価に関する基準」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

3) 経常JVの評価については、別に定める「経常建設共同企業体の取扱いについて」のとおり取扱うものとする。

(2) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

ただし、競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して6ヶ月を経過していない場合は2点減じる。

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評点	
企業の技術力	工事成績	石川県土木部、農林水産部において工事成績評定要領に基づき評定を行った工事のうち過去5年間（令和3年1月～令和7年12月に完成検査を受けた工事）における当該業種の新工事の平均点	80点以上	4	
			78点以上80点未満	3	
			75点以上78点未満	2	
			70点以上75点未満	1	
			65点以上70点未満	0.5	
			実績なし	0	
			65点未満	-2	
	優良工事	石川県発注工事で過去2年間（令和6年～令和7年度）に受けた優良工事表彰の有無（当該業種に限る。）	知事表彰1回以上または部長表彰2回以上	1	
			部長表彰1回かつ所長表彰（土木部主務課の課長表彰の表彰含む）1回以上	0.75	
			部長表彰1回または所長表彰（土木部主務課の課長表彰含む）2回以上	0.5	
			所長表彰（土木部主務課の課長表彰含む）1回	0.25	
			実績無し	0	
	ISO認証等	ISO9001、ISO14001、いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21の取り組み状況	ISO9001, ISO14001の両方を取得	1	
			ISO9001に加え、いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得	0.75	
			ISO9001, ISO14001のいずれかを取得	0.5	
			いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得	0.25	
			上記以外	0	
	配置予定技術者の技術力	保有資格	主任（監理）技術者の保有する資格	建設業法第15条第2号イまたはハに規定する当該業種の資格（一級国家資格または同等以上の資格）を有する	0.5
				上記以外	0
		CPD（継続学習）	前年度（令和7年度）のCPD（継続学習）の取組状況	各団体の推奨単位以上の取得	0.5
各団体の推奨単位の1/2以上推奨単位未満の取得				0.25	
上記以外				0	

地域貢献度	災害活動	直近1年間の石川県、市町又は公益企業との災害協定の締結の有無等 ※建築一式工事は石川県のみ	災害協定に協力、かつ応急危険度判定士認定	2
			災害協定に協力、または応急危険度判定士認定	1
			災害協定に協力なし、かつ応急危険度判定士認定なし	0
地域精通度	建設業法に基づく営業所の所在地（継続して3年以上所在しているものに限る）	当該工事箇所と建設業法に基づく営業所所在地の関係	金沢市内に主たる営業所の所在地あり	3
			旧金沢土木事務所管内に営業所の所在地あり	2
			県央土木総合事務所管内に営業所の所在地あり	1
			上記以外	0
施工体制	品質確保の実効性 施工体制確保の確実性		・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 ・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	30
			上記以外	0
加算点の合計				42

(3) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(1)「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格以下であり、かつ、失格基準価格以上であること。
 - (イ) 評価値が、基礎点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- 2) 1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5. 入札に関する注意事項

当該工事は総合評価方式の試行工事であるため、土木部競争入札心得のうち、落札者決定に関する規定については適用しない。

6. 条件変更に伴う総合評価結果の取扱い

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生し、入札時の総合評価内容に変更が生じた場合でも、総合評価の結果は有効なものとして取り扱う。また、当初契約は契約変更の対象とし、作成された特記仕様書等の見直しを行うものとする。

7. 苦情申立て

- (1) 非落札者となったものは、当該工事の落札者決定の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ理事長に対して理由の説明を書面により求めることができる。
- (2) 上記（1）の受付時間及び書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ・書面による受付窓口：一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ 管理課
〒920-0022 住所：石川県金沢市北安江3丁目2番20号
TEL：（076）221-7793
- (3) 一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ理事長は非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8. その他の留意事項

- (1) 提出された技術資料は、技術審査及び評価以外に提出者に無断で使用することはない。
- (2) 提出された技術資料は、返却しない。
- (3) 本作成要領は技術資料作成以外の目的で使用してはならない。
- (4) 問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・問い合わせ先：一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ 管理課
TEL（076）221-7793

一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ
理事長 浅野 裕一 殿

申請者
住所
会社名
代表者名
建設業許可番号

総合評価方式に係る技術資料の提出について

下記工事の入札に参加したいので、総合評価方式に係る下記の技術資料を提出いたします。

なお、内容については事実と相違ないことを誓約します。

工事名 : 金沢勤労者プラザ外壁改修工事 (余裕期間対象工事)
工事場所 : 金沢市北安江3丁目 地内

項目	評価項目	添付資料	配点 (実績評価型)	得点
企業の 技術力	工事成績	様式-2	4	
	優良工事	様式-2	1	
	ISO 認証等	様式-2	1	
配置予定 技術者の 技術力	技術者の資格	様式-3	0.5	
	CPD (継続学習)	様式-3	0.5	
地域 貢献度	災害活動	様式-2	2	
地域 精通度	建設業法に基づく営業所の 所在地	様式-2	3	
不正行為	談合等に関する指名停止	-	-2	

※ 該当する評価項目の得点欄に、石川県の評価基準・配点に基づく貴社の想定される点を記入。

※ 本様式が未提出の場合は上記の全評価項目を0点とし、また、該当する得点欄が未記入の場合は該当項目を0点とする。
(不正行為項目を除く)

※ 技術資料を提出した以降の申請者からの修正は認めない。

※ 談合等に関する指名停止に該当するものは、競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して、6ヶ月を経過していない場合とする。

企業の技術力等

会社名： _____、工事名 金沢勤労者プラザ外壁改修工事（余裕期間対象工事）

工事成績平均点 (5年平均点)	点
石川県発注工事で過去2年間 (令和6年度～令和7年度) に受けた優良工事表彰	有(表彰名、業種、工事名称(表彰者 年月日))・無
I S O 認証等の有無	I S O 9 0 0 1 : 有 ・ 無 I S O 1 4 0 0 1 : 有 ・ 無 いしかわ事業者版環境 I S O : 有 ・ 無 エコアクション21 : 有 ・ 無
直近1年間の 災害活動の有無	石川県、市町又は公益企業との災害協定の締結 有 ・ 無
応急危険度判定士 認定職員の有無	応急危険度判定士認定職員 有 ・ 無
建設業法に基づく営業所の所在地	主たる営業所の所在地 : ○○市○○町○○ その他の営業所の所在地 : ○○市○○町○○

(注1) 経常JVについては、工事成績評定点の一覧表を様式-2-1により提出すること。

(注2) 落札候補者である旨の通知を受けた者は、ISO認証等の内容並びに有効期間が確認できる書類の写しを提出する。

(注3) 落札候補者である旨の通知を受けた者は、災害協定の締結の有無については各建設業協会等が発行する「証明書」の写しを提出する(但し、建築一式工事に関しては証明書の写し不要)。なお、表彰において同一年度、同一部門の土木部の知事表彰、部長表彰、所長(課長)表彰を重複して受賞している場合は、最上位のみ評価する。(JV含む)

(注4) 直近1年間の災害活動とは、令和8年4月30日以前は令和7年度、令和8年5月1日以降は令和8年度の協定とする。

(注5) 落札候補者である旨の通知を受けた者は、応急危険度判定士認定証の写し及び、雇用関係が確認出来る資料を添付する。

(注6) 落札候補者である旨の通知を受けた者は、営業所の確認のため、技術資料提出期限日までに継続して3年間以上所在することが判断できる建設業許可申請書(様式第1号及び別紙ニ)(写)または変更届出書(様式第22号の2及び別紙ニ)(写)を提出すること。ただし、主たる営業所以外のその他の営業所で評価を受けようとする場合は、上記に加えて当該営業所の写真(営業所の看板を含む建物の全景、執務室内、標識の設置場所等がわかるもの)、営業所の案内図を提出する。また、当該建物が自社保有の場合は登記簿謄本(写)、登記事項証明書(写)、固定資産物件証明書(写)もしくは、固定資産評価額証明書(写)のうち一つ、賃貸の場合、賃貸借契約書(写)を提出する。

配置予定技術者の技術力

会社名：_____

工事名 金沢勤労者プラザ外壁改修工事（余裕期間対象工事）

配置予定技術者の 従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格・免許	一級〇〇施工管理技士（取得年、登録番号） 監理技術者資格（有効年、交付番号及び所属建設会社） 監理技術者講習（修了年、修了証番号）
CPD（継続学習）の 取組状況	有（団体名：_____） ・ 無

- （注1）落札候補者である旨の通知を受けた者は、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。
- （注2）落札候補者である旨の通知を受けた者は、監理技術者については、監理技術者資格者証（裏表とも）、監理技術者講習修了証または指定講習受講修了証の写しを提出すること。
- （注3）配置予定技術者を特定できず、複数の技術者を候補とする場合は、各々の候補者について本表を作成する。
- （注4）落札候補者である旨の通知を受けた者は、CPD（継続学習）の前年度（令和7年度）の合計取得単位が、建設系CPD協議会加盟団体、及び建築CPD運営会議の構成団体の1年間あたりの推奨単位の1/2以上である証明書の写しを提出する。